

第 7 回委員会	
資料 12	H19. 1. 30

ごみ焼却施設の候補地選定について(素案)

1. ごみ焼却施設の移転候補地選定方法

I、移転候補地選定方法の概要

(1) 広域候補地区の選定(第一次選定)

一次選定では、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目における広域マップの調査検討内容である、土地の利用状況、及び自然環境保全規制等の法規制により建設できない箇所等を考慮し、反映した広域的な候補地区を選定する。

1) 広域ネガティブマップの作成

- ・基本条件の「①300M以内の学校等の公共施設の立地条件」、「②自然環境を保全するための条件」、「③生活環境を保全するための条件」、「⑥将来にわたって土地利用が決まっている区域」の中から、採用された調査検討項目を整理し、奈良市全域の地図に重ね合わせたマップを作成する。
- ・その他、市の東側の区域において、候補地選定作業の効率性の観点から、移転候補地とする事が現実的でない区域について検討を行うため、収集・運搬コストの試算を行う。
(追加項目)

2) 広域ポジティブマップの作成

- ・奈良市全域において、現状の土地の利用状況における住宅地などの建築物の敷地として利用されていない未利用地の内、10%以上の空地が確保できる区域について調査し、マップを作成する。

3) この広域ネガティブマップと、広域ポジティブマップでの選定条件を重ね合わせる事により、広域候補地選定マップ(案)を作成し、広域候補地区の選定を行う。

(作成するマップの精度 縮尺 1/5万～1/10万程度)

(2) 狭域候補地区の選定(第二次選定)

一次選定において選定された「広域候補地区」内において、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目における狭域マップの調査検討内容である、住宅地等の土地利用状況、自然災害の危険性、社会基盤の整備状況(道路、電気、上下水道)を考慮し、反映した狭域的な候補地区を選定する。

1) 狭域ネガティブマップの作成

- ・現状の土地利用状況及び、基本条件の「①住宅地群に近接していないことの条件」、「④災害の危険性がある区域は避ける」の中から、採用された調査検討項目を整理し、マップを作成する。

2) 狭域ポジティブマップの作成

- ・基本条件の「⑤ごみの収集運搬効率が良い場所」、「⑦⑧の社会的基盤の整備状況」の中から、採用された調査検討項目を整理し、マップを作成する。

3) この狭域ネガティブマップと、狭域ポジティブマップの条件を重ね合わせする事により、狭域候補地選定マップ(案)を作成し、狭域候補地区の選定を行う。

(作成するマップの精度 縮尺 1/1万程度)

◎ 比較検討方針の決定

- ◎ 二次選定終了後、三次選定における移転建設用地の比較検討方針の決定を行う。

(3) 移転建設用地の選定(第三次選定)

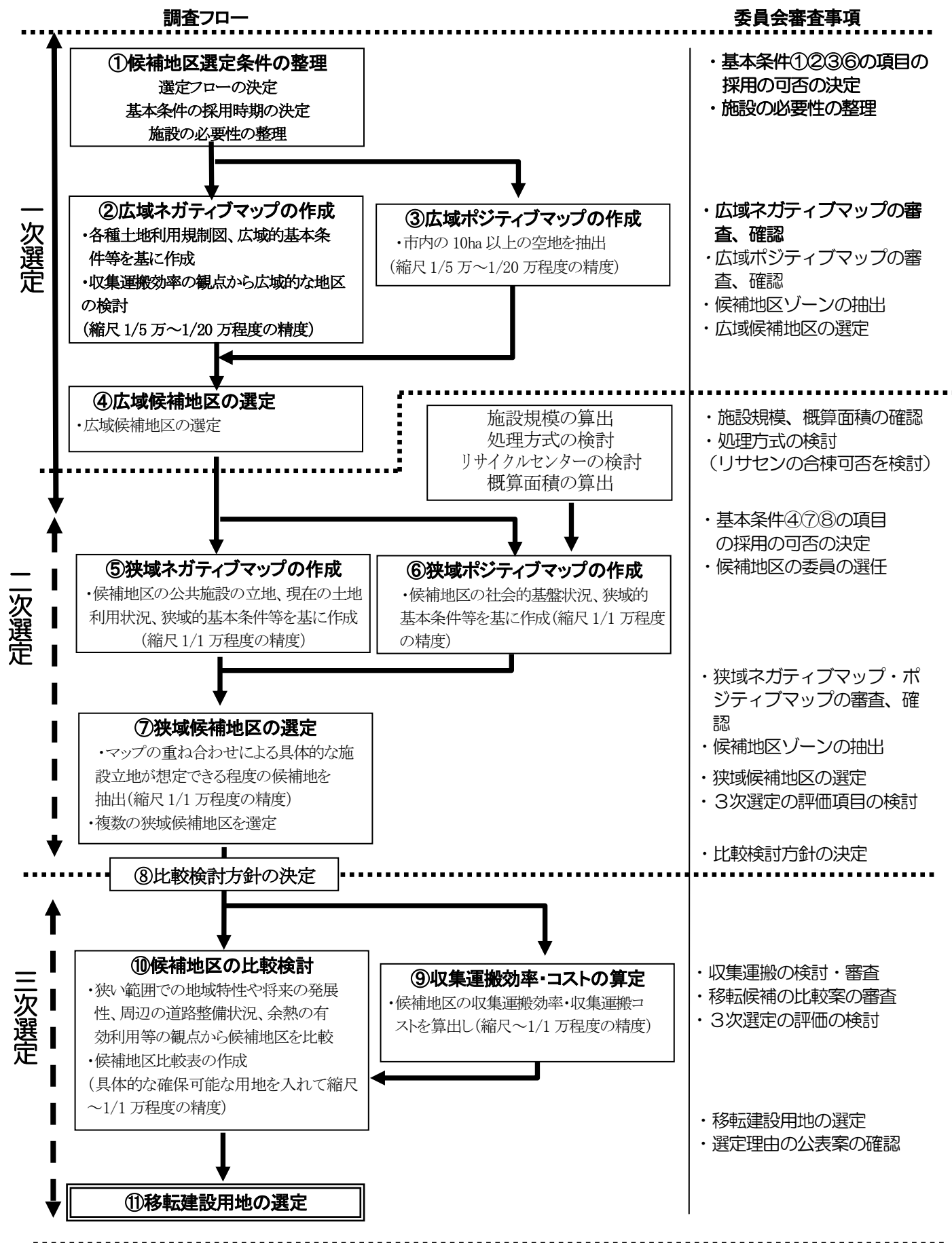
二次選定において選定された「狭域候補地区」において、広域的観点からは読み取ることの出来ない要素や、狭い範囲での地域特性、地域の将来の発展性、並びに基本的条件の「⑤収集運搬効率の良い所」、用地取得の容易さ等を考慮して、「狭域候補地区」ごとに比較検討を行い、移転建設用地を選定する。

(作成するマップの精度 縮尺 ～ 1 / 1 万程度)

※ 注

- ネガティブマップ（立地回避地図）
 - ・ 地図上に立地を回避すべき地域を示したもの。
 - ・ 自然環境条件、土地利用規制、現況土地利用などの観点から立地することが望ましくない地域を示した地図。
- ポジティブマップ（立地適地地図）
 - ・ 地図上に、立地を誘導すべき地域を示したもの。
 - ・ ごみ運搬コスト、幹線道路アクセス条件、インフラ整備状況、建設想定敷地面積等から立地に適していると考えられる地域を示した地図。

II、調査フロー



Ⅲ、狭域候補地区の選定(二次選定)における調査検討項目表

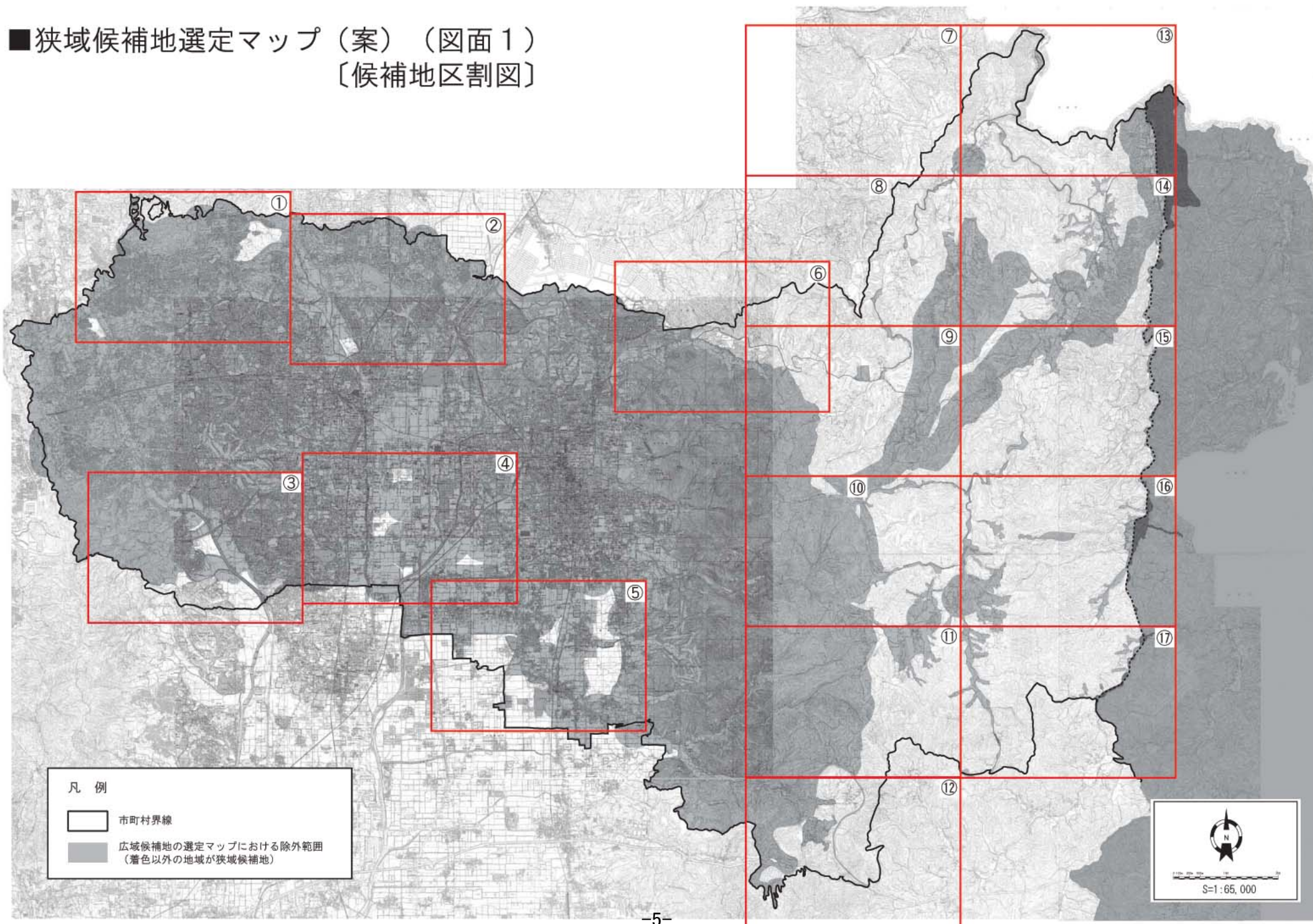
基本条件	調査検討項目	広域マップの作成における調査検討の可否	広域マップでの採用の可否	狭域マップの作成における調査検討の可否	狭域マップでの採用の可否
① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。	学校、幼稚園、保育園・・・	可		詳細図にて再確認	◎
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園		○		
	保育園		○		
	専修学校		○		
	スクール 語学スクール、ロースクールなど		×		
	病院・・・	可		詳細図にて再確認	◎
	病床数20床以上 ・・・医療法に定められる病院		○		
	病床数19床以下 ・・・医療法に定められる診療		○		
	介護老人保健施設		○		
	助産所		×		
	住宅地群	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい	×	可	○
② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等には設けないこと。	自然公園地域・・・	可		詳細図にて再確認	◎
	特別保護地域		○		
	特別地域		○		
	環境保全地区・・・	可	○	詳細図にて再確認	
	歴史的風土保存地区・・・	可		詳細図にて再確認	
	特別保存地区		○		
	保存地区		○		
	風致地区・・・	可	○	詳細図にて再確認	
	鳥獣保護区・・・	可	○	詳細図にて再確認	
	水道水源特定保護区域・・・	可	○	詳細図にて再確認	
③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域(都市計画法)等には設けないこと。	用途地域	—		—	
	工業系用途地域	可	×		
	工業系用途地域以外	可	×		
	人口集中地区(DID)	可	×		
④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。	地すべり防止区域・・・	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい	—	可	○
	急傾斜地崩落危険区域・・・	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい		可	
	断層帯等	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい		可	
⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。	収集運搬コストシミュレーション	精度の高い検討とするため数箇所の候補地絞り込後の検討とすることが有効	△	可	○
⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。	都市公園	可	○	詳細図にて再確認	◎
	国営総合農地開発事業 ほ場整備事業地区	可		詳細図にて再確認	
⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。	国道、県道 道路幅員等	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい	—	可	○
⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。	特別高圧受電 都市ガス、上下水道等	調査対象範囲が狭いため広域的な検討に適しにくい	—	可	○
⑨ その他の条件	上記以外の追加調査検討項目	—		—	
	世界遺産の指定におけるバッファゾーン・ハーモニーゾーン			可	○
	農振農用地			可	○
	保安林			可	○
	文化財			可	○

狭域マップでの採用の可否

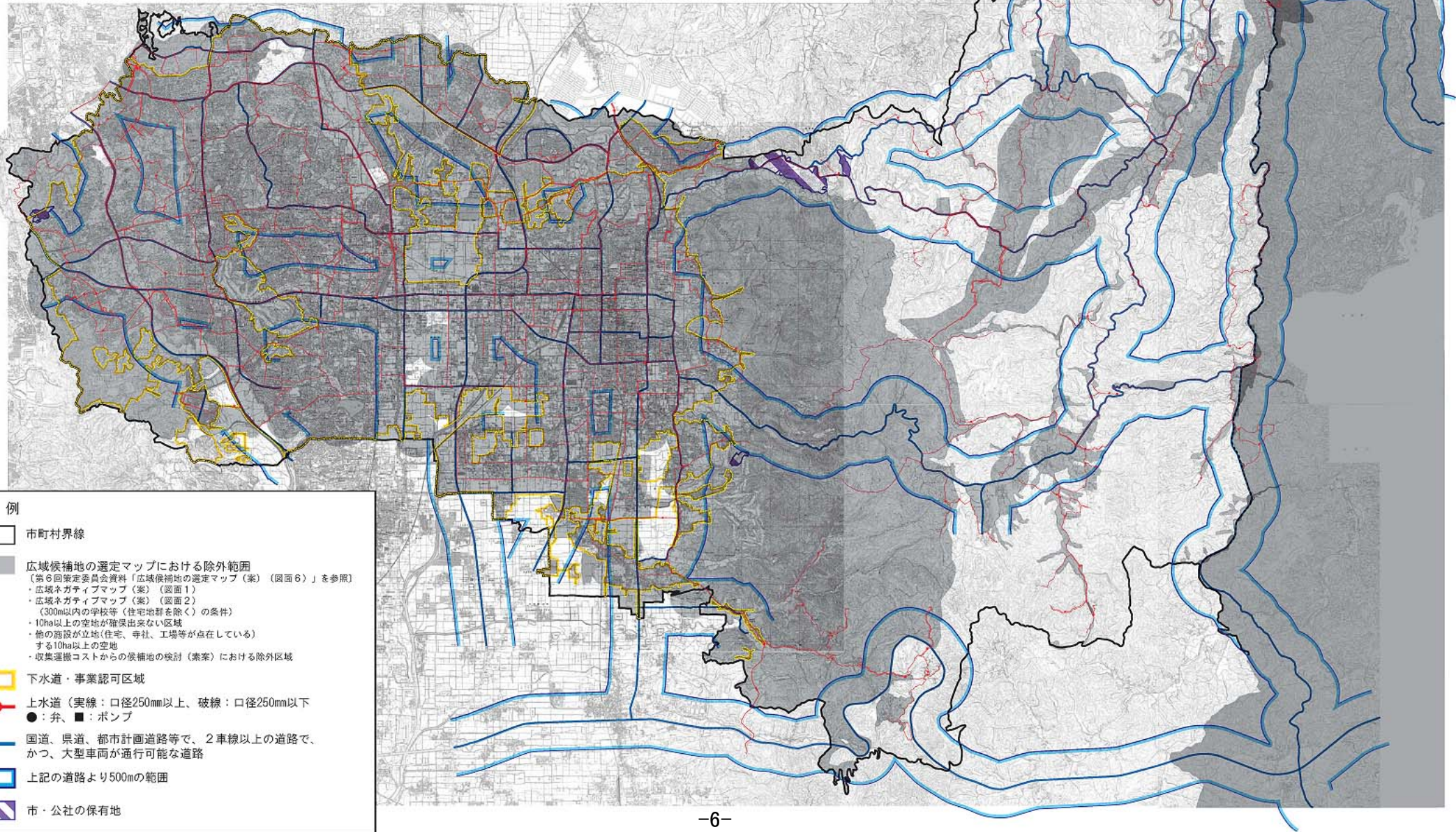
(凡例)

- ◎ 広域マップでの調査検討項目であるが、狭域マップの詳細図にて再確認を行う
- 狭域マップの作成における新たな調査検討項目

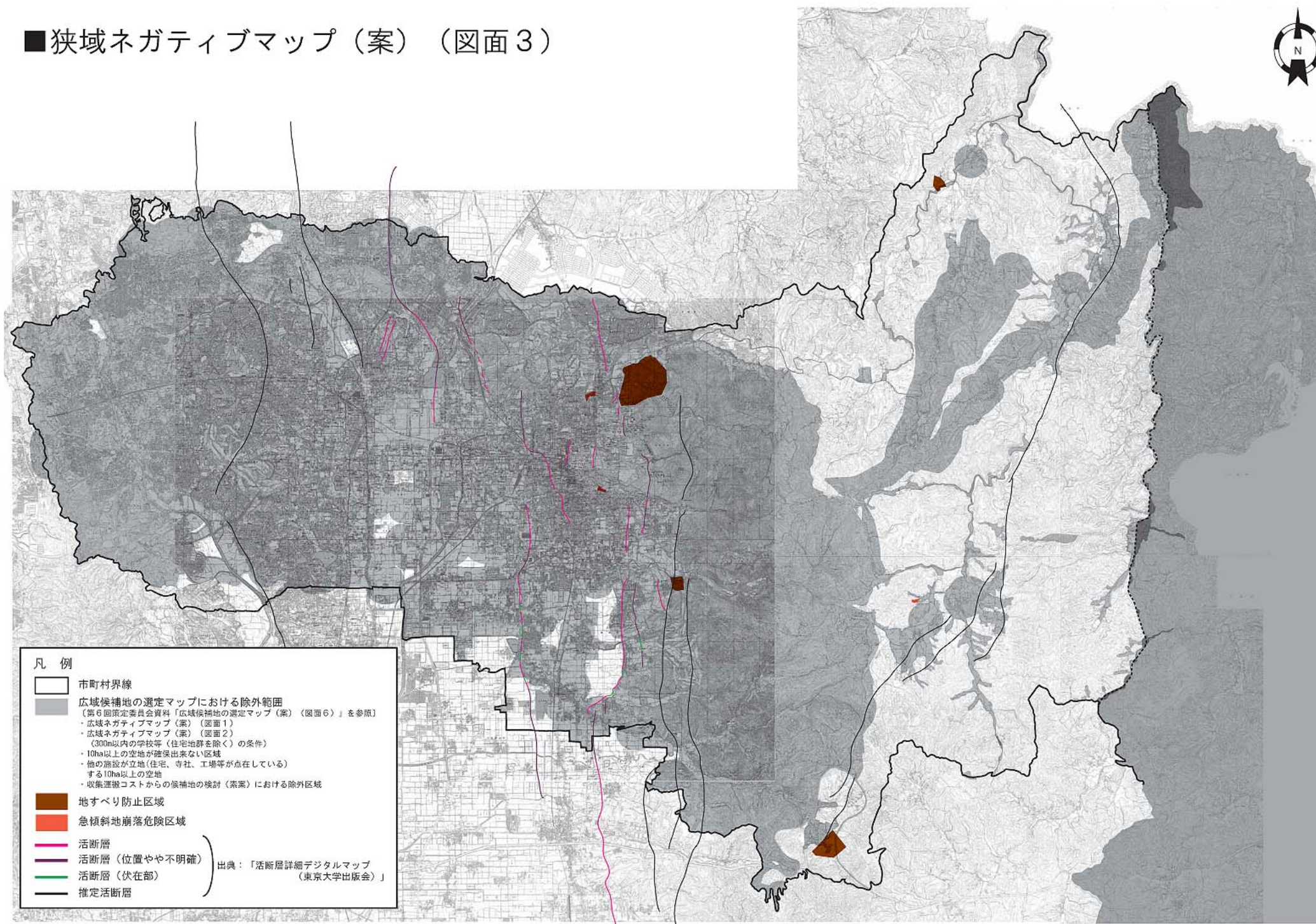
■狭域候補地選定マップ（案）（図面1）
〔候補地区割図〕



■狭域ポジティブマップ（案）（図面2）



■狭域ネガティブマップ（案）（図面3）



■狭域ネガティブマップ（案）

〔⑨その他の条件としての追加調査検討項目を含む〕

